HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	「農事実行組合型」農村再編の展開構造 : 小作農場における事例的研究
Author(s)	坂下, 明彦
Citation	北海道大学農經論叢, 39, 129-151
Issue Date	1983-02
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/10975
Type	departmental bulletin paper
File Information	39_p129-151.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

「農事実行組合型」農村再編の展開構造

——小作農場における事例的研究——

坂下明彦

目　次

はじめに…… 129
Ⅰ．小作経営展開と小作農場制的支配構造の動揺…… 131
Ⅱ．農事実行組合の形成と農村支配単位の再編…… 137
Ⅲ．農事実行組合の機能と性格…… 142
おわりにかえて…… 149

はじめに

本稿の課題は，1930年代農政の基調をなす経済更生運動下の農村構造再編の論理を，北海道の一農村を対象として解明することにある。

近年の1930年代農村構造論は森武麿氏の提起した中農層的展開に着目する農村組織化論をうけて一定の進展をみせ，組織化をめぐる村落機能の性格把握が一つの焦点となりつつある[注(1)]。また，その中で在村地主型，不在村地主型という村落類型論的把握の再評価もなされつつある。しかし，そこにおける村落は，自然村以来の自治機能を有する一個の主体として固定的に把握され，「部落組成」の発展段階＝類型の把握[注(2)]という視角にたった分析が欠落している。それはとりもなおさず，村落を構成する小農の発展段階（それは技術構造，商品化構造，労働力市場との結合関係によって規定される）とそれに対応する小農結合の段階把握の欠落といいかえることができる。こう

(1) 森武麿「日本ファシズムの形成と農村経済更生運動」（歴史学研究会編『世界史認識と人民闘争史研究の課題』1971年所収）以降多くの研究成果があるが，特に村落の問題を正面から扱った論文に大門正克「農村経済更生運動と部落の統合」（『信濃』34巻3号，1982年所収）があり，注目される。また小作争議研究の分野からも組織化の根拠の解明の必要が提起されている。庄司俊作「昭和恐慌期の小作争議状況」（『社会科学』30号，1982年）p 231。

(2) 帝国農会『労力調整より観たる部落農業団体の分析』。特に p.p. 369～70の栗原百寿による部落組成の段階把握は多くの示唆を与える。

したことが，小商品生産の発展度を比較的高く評価し，生産力拡充政策を重視する論者においても，生産力段階の評価基準を不明確なものにさせている。

こうした研究動向を踏まえ，本稿ではしだいに強化されていく小農結合のあり様を，土地所有との矛盾・対抗関係と農業技術構造の高度化という二つの視角からとらえ，それが1930年代農政に包摂されていく論理を明らかにする。対象地を北海道とするが，その意義は1930年代農業論に独自の位置を占める一地帯の具体的分析であることとともに注(3)，先の問題と関連して以下の点にある。すなわち，北海道は府県と異なり村落を欠除するが，その特殊性が小農間の機能的結合の進展を直接的に発現させ，また農業政策は一定の変容を受けつつ比較的受容されやすい構造をなしている。こうした性格は，この時期以降本格化する国独資的農政の一面をなす小農の諸機能に則した組織化（それは農業団体の育成・包摂，「補助金農政」にみられる）という基本方向を体現するものであり，その典型として位置づけうると考えるからである注(4)。

本稿ではこうした問題意識のもとに，1920年代から30年代にかけての北海道の農村構造の変化を集落レベルで考察し，それを「農事実行組合型」農村再編として把握していく。そのため，第一次大戦前の北海道農村の規定的存在である小作農場制に着目し，その中核とされる水田地帯をとりあげる。

構成は，まずⅠ節で1920年代から30年代前半期までの小農経営の展開と農場制的支配構造の動揺を解明し，Ⅱ・Ⅲ節の前提とする。つづいてⅡ節では，農事実行組合形成による農村構造の新たな再編を組織形成の側面から明らかにする。最後にⅢ節では農事実行組合の機能と農家経営との関連を技術構造の側面を中心に位置づけ，農家経営が生産力主義的に包摂されていく経営的論理ないしその受容の構造を明らかにしていく。

事例は水田中核地空知支庁のうち水田率，小作地率最高位の深川町をとり，

(3) 北海道の経済更生運動の具体像については小野雅之「北海道における農村再編政策の実施過程」（北大『農経論叢』38集，1982年）が唯一の成果である。

(4) 北海道の位置づけについては，府県研究者を含め，さらに理論的な検討が必要と思われるが，その場合農業の発展段階という高位の問題もあわせ，栗原百寿の指摘が改めて検討されるべきであろう（『日本農業の発展構造』第三篇三章，前掲『労力調整より観たる部落農業団体の分析』）。尚，大沼盛男「農協・自治体による農村再編成とその役割」（『村落社会研究』第16集，御茶の水書房，1980年）も参照のこと。

その最大小作農場である巴農場とする。

Ⅰ．小作経営展開と小作農場制的支配構造の動揺

まず対象とする深川町の土地所有の構成とその特質を前提的に考察しておこう。深川町は隣接妹背牛村（深川町より分村）とともに石狩・雨竜両川に狭まれた肥沃な土地条件のもとに位置し，その好条件ゆえに雨竜原野にまたがる広大な華族組合農場に包含される[注(5)]。その崩壊後，菊亭農場（1894年設立，5756町）を経て，小作農場と中小地主が80％以上の耕地を独占し，典型的な小作の村が形成される。ちなみに，1929年の土地所有者のうち，自作，自小作を除いた数を非耕作土地所有者とみなすと（260名中184名，70.8％），その所有規模別構成は，5町未満130名，(70.7％)，5～10町27名（14.7％），10～50町21名（11.4％），50町以上5名（2.7％）で，零細所有ないし，中小規模所有が圧倒的構成となっている。しかし，50町以上の6小作農場は総面積701町，総小作戸数234戸を示し，それぞれ総小作地面積の42.3％，総小作数の53.7％を占めており，土地所有構成において小作農場は圧倒的な位置を有するといいうる（表1）。

対象とする巴（ともえ）農場は，植民区画（300間×300間＝30町）でおよそ7区画を占める200町の規模を有し，「一戸分」区画（農業経営単位，5町）で35戸，実際には40戸以上の小作を抱える町内最大の小作農場である。その契約小作料総量は1935年時点で1,013.78石の量を誇った。巴農場設立まで，菊亭農

表－1　深川町における小作制農場

農場名	耕地面積	小作戸数	備考
巴	194町	41戸	1912年五十嵐より百瀬へ
太田	143	35	1915年百瀬農場を分割取得
田下	135	52	1917年五十嵐より田下・森共有へ
森	79	45	1920年分割
川上	95	43	1908年五十嵐より川上へ，1939年宇佐美へ
東	55	18	菊亭農場支配人

『空知農地改革史』(1950年)，深川市農協『組合史』より作成

(5)　旗手勲『日本における大農場の生成と展開』御茶の水書房，1963年，参照。

場以降，五十嵐農場（1904年），百瀬農場（1918年）と二度の土地所有者の交替が行われ，深川土功組合による水田化を契機として1915年にその所有者赤羽泰雄の手に帰し，農地改革まで存続する[注(6)]。

こうした小作農場は，大規模性と小作移動の頻発性に対応して，農場を小地区に区分し，小作管理組織を形成することが一般的であった。巴農場の事例においても同様であり，小作管理を目的として第1～第3の区を設け，それぞれに農場区長が小作人から指名され，さらにそれを統括する農場総代が置かれていた(図1)。1910年代の小作管理の実態については資料的に明ら

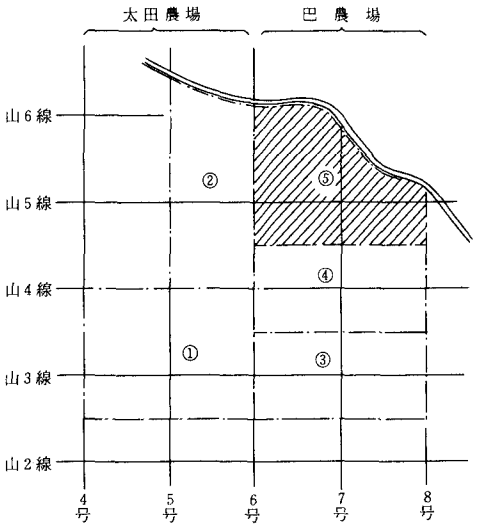

図－1　巴農場における小作管理組織の配置
注　○番は農事実行組合番号
③,④,⑤がそれぞれ1区，2区，3区

(6) 赤羽泰雄は，長野県東筑摩郡出身で中学校長退職後，北海道拓殖銀行の取締役（1900～1918年）となり，札幌に在住。1920年代中期以降東京に居住の不在地主。銀行在任中におよそ1,000町の農地購入。深川の巴農場は第二農場で，第一農場は隣接地妹背牛村にあり面積138.0町，小作72戸(農地改革時)，また第三農場は新十津川町に28.6町，8戸（同），第一農場に管理事務所がおかれた。その他に石狩支庁江別町，網走支庁遠軽町にそれぞれ農場を所有し，その総面積は1940年の判明分で，田362.7町，畑255.0町計617.7町，小作総数113戸となる（農業総合研究所北海道支所『北海道における五十町町歩以上地主名簿』1962年)。尚，巴第一農場については，農林省統計調査事務所編『北海道における農業集落構造』（1957年）の「部落実態調査報告」参照のこと。

かにしえないが，他の事例から推量するに農場通達の小作への伝達と区内の小作人の監視にあったといえよう注(7)。

農場と小作との賃貸契約は証書契約方式をとっており，期間は10ヵ年契約であった。条項は第一が小作地面積，第二が契約期間，第三・四が小作料，第五・六は契約解除と処分，第七が保証人義務，第八が訴訟裁判所指定となっていた（1926年事例）。その特徴は，小作米が3等米，納期11月20日と小作農場契約のなかではきびしい規定をもち，また小作争議対策に関する条項も含まれていた点にある注(8)。これは近隣の蜂須賀農場争議（第一回1920年）に代表される1920年代からの小作争議の高揚に対する農場側の危機感を反映したものであった。

以上のように，深川町においては小作農場がその中核であり，またその小作農場は小作との個別契約と小作管理組織とにより，比較的安定的な構造を形成していたが，1920年代に至るとこの小作農場制的支配構造が大きく動揺をきたしてくる。

その規定的要因は水田化にあった。巴農場（第二）そのものの資料が存在しないので，同一土功組合区域の巴第一農場の水田化の進展を示すと，灌漑初年度の1916年は水田率23％，1920年に53％，1925年に79％，1930年に85％という推移を示し，1920年代前半にほぼ水稲単作の農場経営へと移行している注(9)。この水田化は開拓農法による畑作地力問題からの脱却であるとともに，小作料物納化により1910年代後半から1920年代にかけての相対的高米価のもとで小作農場経営を安定化させるものでもあった。

他方，このことは小作農家経営にも同様のインパクトを与えた。それは第

(7) 小作管理の形態は巴第一農場でも同様であり，前掲「部落実態調査報告」でも「小作人を幾つかのグループに分けて，グループ毎に代表をおき，代表を通じて年貢取立ての命令督促を行った。この代表は小作人であり乍ら管理人側につく様になり，小作人の利益を図らなかったので仲間から爪はじきにされた上，常にうまくいかなかった。そこで管理人はこの代表を小作人グループに選ばせた」（p 212）とある。尚，拙稿「小作制大農場における村落形成の基点に関する一考察」（北大『農経論叢』37集，1981年）p.p. 93～96もあわせ参照のこと。

(8) 契約解除項目に「部落ノ安寧秩序ヲ害シ又ハ他ノ小作人ヲ教唆若クハ幇助シテ地主ノ損害トナルベキ行為アリト認メラレタルトキ」とあり，また第8条の訴訟裁判所の指定もこの意味をもつ。

(9) 前掲「部落実態調査報告」p 222，巴農場の造田も期を一にすることは聴き取り調査により確認した。

表－2　巴区(巴農場、太田農場)の農家所得の変化　(戸、%)

所得額＼年次	1919年	1927年	1929年	1935年	1938年
～100円	37戸(37)		10 (12)	8 (10)	7 (9)
100円～	55 (55)	35 (44)	20 (24)	25 (30)	12 (16)
200 ～	4 (4)	17 (21)	25 (30)	24 (29)	21 (28)
300 ～	4 (4)	22 (27)	13 (15)	17 (21)	19 (26)
400 ～		3 (4)	12 (14)	6 (7)	12 (16)
500 ～		2 (3)	1 (1)		1 (1)
600 ～			1 (1)	1 (1)	1 (1)
合　計	100(100)	79(100)	82(100)	81(100)	73(100)
所得総額(円)	13,540	19,005	20,515	19,205	20,373
一戸当所得額(円)	135	240	250	237	279

各年次『村税特別税戸数割賦課台帳』より作成

一に小作農家の流動性緩和として現象する農家経営の安定化傾向である[注(10)]。表2は隣接太田農場小作人を含む巴区（行政区）の小作農家所得の推移を示すが，1920年代の小作所得の総体的上昇が指摘しうる。次に表3で小作人の転入，転出年次の相関を考察すると，第一に転入，転出とも開田期に集中し，昭和恐慌・連続凶作（1933年を除く1931～35年）期の転出は比較的少数にとどまっており，小作定着化の傾向が確認できる。第二に，開田期（1916～26年）の転入者は，直後の転出を除き安定的であり，これに対し，1926年以降の転出者は転出割合が

表－3　小作農家の転入・転出の推移(戸)

転入＼転出	～'15	'16～'20	'21～'25	'26～'30	'31～'35	'36～'40	'41～'45	農地解放者	計
～'15	1	6	8	1		1	1	15	23
16～'20		4	5	3※	1	2	2	12	29
21～'25			2	2	1	6※		9	20
26～'30					5	2		2	9
31～'35					1※	1	1	3※	6
36～'40							1	2※	3
41～'45								6※	6
計	1	10	15	6	8	12	5	39	96

『巴開拓80周年記念誌』より作成

注）　原資料は古老よりの聴きとりによっているため1915年以前の脱落が多いと考えられる。

※は分家創出1戸を表わす。

(10)　北海道農業は1920年代を境として外延的拡大から内包的展開へと転化すると一般的に指摘されているが，所謂「新開地」十勝，網走，上川北部においては1920年代以降むしろ耕地拡大が進行しており，稲作化による農業定着化は，耕地拡大の鈍化とは別個な意味をもつということができる

高くなっている。このことは，先着転入者を中心に安定的な定着小作層が形成されていることを示しており，それは後に論証するように経営規模との相関を有している（後出表13）。このような先着転入者が上層の安定層を形成し，後期転入者が下層をなし流動を操り返すという北海道的な農民層分解の形態を「先着順序列」の形成と先に規定したが[注(11)]こうした小作の動向は，小作農場の小作管理に変化をもたらしていく。それが端的に表われると考えられる小作役員（農場総代－区長）の動向を考察していこう。1920年代前半までの農場役員は農場管理人の指名であり，転入年次の早い定着的な小作農家が指名をうけ，流動性の激しい小作人の管理を農場区を単位に行うものであった。しかし，1920年代後半以降小作の定着化の傾向が表われると，小作管理組織としての農場区が小作間の結合組織（「生産と生活の場」）としての性格を有してくる。そのことにより，管理人→総代→区長→小作という一元的管理が不可能となり，小作役員は小作間の互選（投票制）によって決定され，それを農場事務所が承認する形態に変化する。また，小作役員も「先着順序列」的農家構成の上層から選出されるようになる。表4は1930～39年の小作役員の転入年次と水田面積（1945年）を小作総体と比較したものであるが，経営規模の異なる各農場区のほぼ最上層（「先着順序列」にもとづく転入年次の早期性）から選出されていることが示される。

表－4 経営規模・転入年次別戸数と小作役員の性格

水田面積 / 入地年次	1 区	2 区	3 区	合 計
2～ 町	1	1	2	4
3～	2	1	9 (2)	12 (2)
4～	6 (2)	3 (1)	5 (1)	14 (4)
5～	1	2	1	4
6～	1 (1)	4 (2)		5 (3)
不明		(1)		(1)
計	11 (3)	11 (4)	17 (3)	39 (10)
年				
～1915	1 (1)	3	1 (1)	5 (2)
～1920	1 (1)	4 (3)	6 (2)	11 (6)
～1925	3 (1)	1	5	9 (1)
～1930		1 (1)	1	2 (1)
～1935	1		1	2
～1940	3	2		5
～1945	2		3	5

『赤羽農場農地改革関係資料』『農場関係資料』（北本　清氏所蔵）より作成。

注(1) 戸数は1945年現在。

(2) 農場役員で転出の場合は転出年次の面積

(3) 役員は1930－39年選出のもの

(11) 前掲拙稿参照。

このように小作役員が上層農家グループの代表として選出されることによって，小作管理組織は逆に農場事務所と矛盾する性格を有することになり，その本来的機能を希薄化させていくことになる。特に連続凶作時の減免要求運動においては，逆に小作農家の交渉母体へと転化していく。それは左翼的な農民組合とは分断されつつも，一種の小作組合的機能を持つものへと性格変化をとげていくのである。

その交渉過程を集落資料により1932年を例にたどっていこう[注(12)]。

1931年に続き冷害が決定的になった時点で，前年につづき農場の坪刈標準田（16ヵ所）の検視。

10月6日，小作人集会によって稲作調査委員の選挙。10名の委員構成は，農場総代，各農場区長および6名の臨時委員。

翌10月7，8の両日，農場管理人と10名の稲作調査委員による坪刈田の共同調査実施。

11月20日，農協事務所で委員による稲こき。

12月5日，7日，小作料減免に関する小作人集会。

8日，委員による減免交渉。

18日交渉結果をうけて各区長宅で農場区毎に小作集会。

21日，委員による再交渉。

25日小作料減免額の最終決定。

この減免交渉における特徴は，第一に正式に稲作調査委員が選出され，農場管理人と対等な調査が行なわれている点，さらに臨時委員を多数選出し，数で圧倒している点など請願ではなく対等な交渉権を有していることにある。交渉力をみるために，交渉毎に減免率がどの程度高まるかを1935年を例として示すと，契約小作料総量1,013.78石に対し，第一回交渉で減免石数303.08石（減免率29.9％），第二回交渉で357.48石（同35.3％），第三回交渉で384.68石（同37.9％）と8％の上乗せを可能とする交渉力を発揮していることが確認できる。

第二の特徴は，旧来の小作管理組織の役員が，交渉委員の中心をなしており，また集会も農場区毎にもたれている点で，小作管理組織が交渉組織へ転

(12) 以下の資料は巴集落『農場関係資料』（北本清氏所蔵）による。

化していることが明確な点である。

こうした小作農場制的支配構造の動揺のもとで，土地所有と耕作農民との利害調整は全町レベルに引き上げられる。それが1935年設置の小作紛議防止委員会であった。これは小作争議を未然に防止するという名目で警察署を中心に調整が行なわれ，土地所有への規制を強化するものであり，さらに1940年の小作料統制へと進んでいった[注(13)]。こうした方向性のもとで巴農場では1936年と1940年に小作契約の改訂が行われ，一農家の事例では反当小作料が6斗3升→6斗1升→5斗2升と低下傾向を表わす。総契約小作料も1940年の1,013.78石から農地改革時点の914.81石へと90.2%の水準にまで減少を示すに至るのである。

以上の考察を次節以降との関連で整理しておこう。その第一は，農事実行組合形成にかかわる組織的基盤の形成がなされた点である。すなわち小作農場制的支配構造の骨格をなす小作管理組織＝農場区を単位として，小作経営展開と小作の定着により小作結合が強化され，小作の「自立的」集団が形成された点である。

第二には，農事実行組合による生産力増強を中心とする農家経営改善推進の前提が形成された点である。それは第一の点と関連するが，小作農場への対抗力の強化による小作料の固定化であり，このことによって生産力担当層による生産力展開の推進が可能となったことである。

Ⅱ．農事実行組合の形成と農村支配単位の再編

第一次大戦期の耕地拡張と投機的作付，大戦後の反動恐慌という過程を経て，北海道農業はその危機的状況のもとで再編成をせまられる。そのもとで農業政策も土地処分中心の開拓政策から本格的産業政策として生産力問題，市場問題等に対応する施策を次々と打ち出していく。そうした中で，明治農

---

(13) 内務省警保局保安課『最近の農村情勢と警察活動の概況』1936年，この時期の「小作争議」（依法調停，警察調停）は，すでに小作に交渉権がほぼ確立している小作農場の例では交渉が未決着の場合の特殊例と考えられ（深川町では川上農場の事例），その意味では小作農場制的支配構造の動揺は一時的には土地所有の妥協，最終的には自作農創設へとむかうと考えられる。むしろ急増をみせる土地返還争議を中心とする中小個人地主にこうした村レベルでの対応が必要とされていた。

法の普及過程を欠除する北海道において，この時期に本格的な農業技術普及の体制が形成されていく。[注(14)] それは農業試験場—農会—農事実行組合という農事指導の系統組織として成立する。[注(15)] その特徴は，第一にはほとんどその前史をもたないが故に機能的な単位組織が逆に急速に形成された点。第二に，この点とも関連するが，部落を欠除するために農事指導の受容基盤を新たに形成する必要があり，それを機能的な集団である農事実行組合として形成した点にある。

この農事実行組合の設立は，農村支配の側面で以下のような重要性を有していた。それは1920年代以降増大する小作争議による小作農場制的支配構造の動揺への対応であった。小作争議は水田地帯を中心に広範な拡大をみせるが1920年代には小作農場を中心に，1930年代には個人地主を中心（小作農場も量的に増大する）に一貫して増大をみせる（表5）。その規定的要因は一方では農場小作を中心とする1920年代の小作経営展開であり，他方では小作定着化傾向のもとで，小作移動という小作の消極的対抗手段が失われたことにあった。このことは小作争議発生の有無にかかわらず，1920年代の北海道農村一般に共通する（その中でも特に水田地帯に著しい）新たな構造的矛盾であった。したがってこの矛盾は旧来の集落＝小作農場制の枠組みでは陰蔽が不可能であり，町村レベルでの新たな支配構造の再編と，町村内の再組織化が不可避となったのである。その一方が経済更生運動であり，他方が農事実行組合による組織化として現われたのである。以下巴農場の事例に則して小作農場制から

表－5　小作争議の推移

	小作争議関係面積別件数			空知における件数	
	～50町	50町～	計	件	(%)
1925—27年	42	21	63	?	?
28—30	166	73	239	117	(49.0)
31—33	520	91	611	315	(51.6)
34—36	954	97	1,051	452	(43.0)
37—39	657	54	711	428	(60.2)

注　林善茂「北海道における小作争議の変遷」より作成。
原典は『小作（調停）年報』『農地年報』各年次および北海道農政課『小作関係諸表』

(14)　こうした技術普及の体制の形成が，新たな食糧政策のもとにおいて朝鮮においても同時期に進展をみることが注目される。掘和生「日本帝国主義下の朝鮮における農業政策」（『日本史研究』No. 171, 1976年）参照。

(15)　北海道の農業政策の転換とそのもとにおける農事実行組合の形成と意義については拙稿「農村再編政策と農事実行組合」（北大『農経論叢』38集1978年）参照。

農事実行組合への農村支配単位の再編の過程を跡づけていこう。

深川町における農事実行組合の形成は，1928年の設立にはじまり，1930年代の中期にほぼ完了をみるが，それは全道的傾向とほぼ一致する。組合形成の特徴を表6からみると，小作農場地区における組合設立の早期性と，個人地主地区での遅れと特徴づけることができる。つまり，Ⅰ節で考察してきたように，小作農家結合の形成を経た，その意味で組織化の基盤をもつ小作

表－6 深川町における農事実行組合の形成

設立時実行組合名	設立年次	1931年戸数	1938年名称	1938年戸数	土地所有形態
太田農場第一	1928. 3	19戸	巴第一	19戸	太田農場
第二	28. 3	12	第二	13	〃
巴	28. 3	51	第三	12	巴農場
			第四	12	〃
			第五	18	〃
報恩地	28. 3	15	報恩地	22	森農場
			更生	15	森農場自創地
川上農場	28. 3	24	新生	19	川上農場
森農場第一	28. 9	23	共栄	23	森農場
第八区第一	29. 4	23	南菊水	19	個人地主
第二	29. 4	34	菊水第一	21	〃
第三	29. 4	20	第二	14	〃
			栄久	21	〃
			共和	21	〃
第十二区第一	29. 4	23	深川第一	21	〃
第二	30. 1	22	第二	21	〃
第三	31. 4	16	敬神	15	〃
			共進	15	〃
第九区第一	30. 4	18	日の出	20	〃
第七区第一	30. 5	22	芽生第一	19	〃
			東第一	16	〃
			第二	12	〃
			第三	11	〃
東農場	30. 5	11	第四	9	東農場
			(1941親和)	(16)	個人地主
合計	(15組合)	313戸	(24組合)	408戸	

各年次【農事実行組合要覧】、深川農協【組合史】より推定・作成。

農場において農事実行組合設立が早期に進んでおり，いいかえれば設立基盤の有無が組合設立の時期を規定しているということができる。

巴農場に設立された巴農事実行組合は，町内で最も早い1928年に，農場全域を範囲として設立されている。その組織としての前史は，1924年設立の巴農場藁細工副業組合に求められる。この副業組合は農場小作人のおよそ半数（51戸中24戸）の参加により，冬期間農場補助により購入した発動機を使用して共同藁打ち，縄ないを行うものであった。農事実行組合はこの副業組合の改組として設立されたものである（副業組合未加入者のみ加入金一戸2円を徴収している）。しかし，こうした組織的基盤は小作農場そのものにあったといってよい。すなわち，農事実行組合の役員は，正副組合長，幹事，会記（書記）であったが，組合長，幹事（3名）は農場役員である農場総代，区長に一致しており，小作管理組織と事実上同一のものとなっているのである。第二の特徴は，北海道庁補助による優良農具（発動機，精米機）の共同利用，町農会主催品評会への参加，道路・排水路の整備，講話会の実施，藁加工などが事業内容をなすが，50戸という農事指導の末端組織として広範囲な組合員構成のため，技術指導が個別農家総体にまで浸透していない点があげられる。

このように小作農場を範囲として設立された農事実行組合は，1920年代の小作経営展開と小作の定着傾向の強化を前提として形成されながら，いまだ町農会の下部組織として明確に位置づいておらず，小作農場制の枠内にとどまる存在として位置づけることができる。

こうした農事実行組合の性格に大きな変化を与えたのが，農事実行組合の分割と産業組合への法人加入である。小作農場の農事実行組合形成は農場一円を範囲とする設立とその分割というケースが多いが[注(16)]，巴農事実行組合の事例も同様の過程を経ていく。その分割は1933年で，農場内の小作管理組織である農場区毎に小農事実行組合が3つ成立する。その戸数は，それぞれ12戸，12戸，18戸となり，行政指導基準の組合員数20戸をやや下まわる構成員数となった[注(17)]。

(16) 前掲拙稿の対象事例である湯地農場においても，湯地農事実行組合の形成，その3分割という過程をたどる（北大『農経論叢』37集，p.p. 102～103）。

(17) 分割された農事実行組合の名称は，表6に示したように隣接太田農場と巴農場で一行政区（巴区）が形成されていたこともあり，太田農場の農事実行組合を巴第一，第二，

分割によって新たに形成された農事実行組合は，農場区を範囲としたが，これはⅠ節で考察したように小作経営展開の中で，小作管理の基礎単位から「生産と生活の場」として小作結合の基礎単位へと転化しつつあった。いわば，かかる小作結合を組織的基盤として農事実行組合が形成されたわけである。そこではⅢ節で詳述するように本格的事業展開がなされ，役員も農場役員である農場区長とは異なる正副組合長，庶務，技術，経済，社会の各部長が互選される体制が成立する。さらに各部のもとに「一人一役主義」にもとづき，係が配置され，婦人部，青年部も独自に組織されていく（図２）。

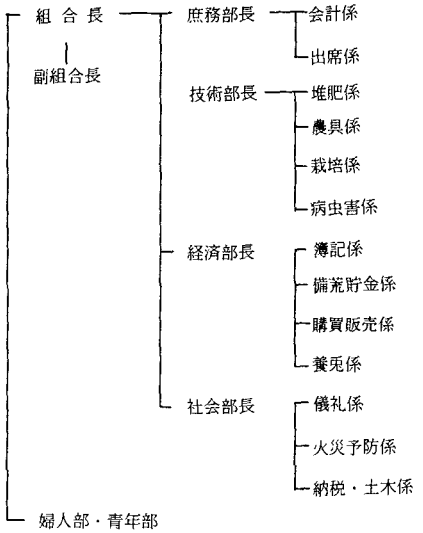

図－２　農事実行組合の組織
（『庶務部日誌』より作成，図は1939年時点）

こうした農村支配単位の小作農場制からの乖離は，農事実行組合が1930年代中期から本格化する経済更生運動の諸機関と結合され，その基礎単位となることによって構造的に推進されていく。すなわち，1933年の分割を契機に３つの農事実行組合は深川産業組合に法人加入し，新たに産業組合の下部組織として位置づく。その結合関係は，おもに組織活動を中心として，産業組合への全戸加入の推進，肥料・燕麦・石炭等の購入取りまとめによる産業組合利用の推進がその内容であった。こうした農事実行組合の機能は，急速に増大する産業組合業務の補完機能を果たし，産業組合事業展開を下からささえるものであった。

他方，従来から下部組織であった深川町農会との関係も大きな変化をみせる。事業内容については次節の課題となるが，それまでの農会技術員が各農

巴農場の農事実行組合を巴第三，第四，第五とした。農場区との関係は１，２，３区が，それぞれ第三，第四，第五に対応する。

事実行組合を個別指導する形態から，農事実行組合幹部協議会の場での協議という全町レベルのもとに変化する[注(18)]。またその場に町行政，農会，産業組合の幹部が参加し，農事実行組合幹部も町の農業施策に一定の発言権を有することになるのである。

こうした旧来とは異なる組織化の進展の中で農事実行組合は，経済更生運動の基礎単位としての位置づけを強化されていくのである。

Ⅲ．農事実行組合の機能と性格

1932年以降の経済更生計画，その特殊北海道的な農業合理化計画[注(19)]のもとでの農村支配構造を農家組織化の観点から「農事実行組合型」農村再編と規定しうるとすれば，それを受容していく農民層の性格を考察することがここでの課題である。以下巴第五農事実行組合を事例に，農事実行組合の事業内容と農家の技術構造との関連，農家経営への効果を明らかにし，いわば小農経営が上からの組織化に包含されながら，それが農事実行組合運動として展開する内在的論理を明らかにしていこう。

まず，農事実行組合の事業の性格を如実に物語ると思われる農事実行組合財政を検討していく（1937年時点）。その特徴は，第一に総収入が85.46円と非常に財政規模が小規模である点。第二に，収入構成において農会補助金と表彰金の合計が31.50円であり，会員割30.00円に対し小額とは言いながらも補助金のウェイトが高い点である。こうした農事実行組合の財政の側面から農事実行組合事業を特徴づけると，農業技術の高度化を目標として，町村や農会の「呼び水」的補助金を利用し，構成員の「共励」体制でそれを実

---

(18) 例えば，1935年について，町レベルでの農事実行組合幹部の集会を示しておこう（深川町議会『行政報告』1935年度）。1月には農家経済更生座談会（農事実行組合幹部50名），稲熱病防除協議会（農事実行組合，農会，産組各幹事）。2月には農事実行組合幹部協議会（農家簿記，堆肥増産，各種共励会の件），農事実行組合各種共励会。4月には農事実行組合採種圃種子配給，名種共励会表償，農事実行組合幹部協議会（稲熱病防除），農事実行組合病虫害係講習会。5月農事実行組合にホルマリン配布。7月農事実行組合幹部協議会。

(19) 北海道の経済更生運動は，1932年の「農業合理化方針」にもとづく農業合理化計画というすぐれて生産力拡充的性格の上に推進された。大庭幸生「昭和初期の農業合理化方針」（『新しい道史』No.27，1968年）および拙稿「農村再編政策と農事実行組合」p.p.188～190参照。

現していくという，昭和恐慌期の財政逼迫に対応した形態であるということができる。

次に農事実行組合の事業を農家の技術構造との関連から考察するため，生産，経済，社会の各事業のうち，生産事業を中心に分析を進めよう[注(20)]。その第一は自給肥料増産事業であり，水田地帯での主要内容は堆肥増産にあった。堆肥生産は在来の慣行的植物栄養分補給としての下肥および草木灰に対し「経営合理化の標識」[注(21)]としての意味を有し，急増する金肥施用と並進的に増加し，慣行施肥法からの脱却をはかるものであった。農事実行組合では堆肥係，堆肥班を設け，毎年堆肥品評会を開催し，さらに町農会，郡農会主催の品評会へ出品し，堆肥増産と品質向上の共励体制を確立した。このように事業推進は単に一個の農事実行組合内の共励にとどまらず，系統的に上位を競い合い，実行組合間，町村間の競争によって技術交流をはかっていくものであった。また単に共励のみではなく農会補助によるコンクリート堆肥場の各戸設置（1935年に全戸設置完了）も行なわれている。この設置に当っても農事実行組合員全員が出役する体制をとり，共同的に推進されていることが特徴的である。その結果，1937年には，

表－7　実行組合主要事業の推移

年次	1935年	1937年
地力増進		
堆肥総生産	156.974貫	203.382貫
一戸当堆肥生産	8.262	10.169
反当堆肥生産	281	332
コンクリート堆肥場	12個	20個
備荒貯蓄		
総額	253.0円	761.7円
一戸当	13.3	38.1
家族一人当	2.1	6.1
共済貯蓄総類	47.5	—
農家簿記成績審査		
金銭出納	12.5点(30)	33.3点(35)
現金受払	1.7 (15)	7.2 (15)
労働	14.9 (25)	27.7 (30)
財産調	3.2 (10)	4.4 (5)
収支内訳	3.6 (10)	2.4 (5)
設計概況	2.5 (5)	4.4 (5)
決算表	2.8 (5)	2.6 (5)
合計	40.5 (100)	82.2 (100)

空知郡農会『農事実行組合事績共励会審査報告』（第一回、第三回）より作成。

(20) 経済事業としては農家簿記の普及奨励が簿記の無償配布，共同整理を中心にとりくまれ，また備荒貯蓄も行なわれた(表7参照)。社会事業では，道路，排水路整備や生活改善などがとりくまれた。尚，救農土木事業も農事実行組合を単位に実施されている。

(21) 崎浦誠治『農業生産力構造論』養賢堂，1958年，p 76

一戸当10,169貫，反当332貫の生産増加を示し，行政指導目標の反当300貫を超える実績を示す（表7）。こうした連続凶作下の懸命な地力増進事業の推進は1930年代中期の生産力展開をささえる一つの要因となっていくと考えられる。

第二は品種改良事業である。その内容は農事試験場より配布する優良種子を町村農会採種圃により増殖し，農事実行組合に無償配布するものである。一般的には農事実行組合で「複種圃」を経営するが，この組合では組合員に栽培委託し，増殖後組合員に配布する形態をとった。その結果，一農家の事例をとった表8でも当初の在来坊主種から坊主2・5号へ，さらには富国種へと農事試験場の開発品種が普及・定着をみせている。

第三には脱穀・調整過程の動力化である。北海道稲作は直播栽培と除草機利用による大面積耕作をその特徴とするが，そうした特性から年間労働力編成は，表9の事例に示したように長期間の除草労働と秋作業の短期的ピークを特徴とする。特に脱穀・籾摺過程の動力化は，小作料納期からの制限，販売対応および品質向上のそれぞれにとって重要な意義を有していた。農事実行組合による発動機の導入は組合分割前の1930年になされ，それを契機として上層農家を中心に数戸共同の導入，さらに個別導入という段階を経て動力化の進展があらわれる。その結果，表9の事例では発動機導入後，それ以前の676時間から395時間へと労働時間の短縮がなされている。

表－8　No⑮農家の水稲品種構成の変化　（反）

品種別 / 年次	在来種	北15号	黒坊主	坊主2号	坊主5号	玉置早稲	富　国	北海86号
1932	5.9	9.1	5.9					
33	10.2		10.2	10.0				
35			3.5	24.0	3.0			
36				38.5				
37				17.0	8.0	8.0	1.0	
38				8.0	13.0	7.0	3.0	
39					12.6	8.0	10.0	
40					7.0	3.0	24.0	
41					9.6	5.1	11.0	3.8

注　No.⑮農家『農事設計・財産調』および『農作業日誌』より作成

表－9　No⑮農家の年間労働力編成の推移

	1931年	1933年	1939年
堆肥出し	44(4)	79(6)	58(5)
耕起	137(11)	131(10)	113(10)
荒掻・仕上代	195(12)	109(10)	135(12)
籾播	52(4)	40(3)	62(5)
除草	924(41)	775(31)	1,373(60)
稲刈・はさ掛	495(15)	650(14)	595(18)
脱穀・籾摺	438(13)	676(16)	395(9)
(耕地面積)	(2.45町)	(3.66)	(3.66)

表－10　No⑮農家の労働力出入関係　(時間)

	入	出
代掻		9（1戸）
籾まき		31（2戸）
除草		25（4戸）
防除	42（2戸）	20（2戸）
秋作業	231（3戸）	308（1戸）
合計	273（3戸）	393（9戸）

No.⑮農家『農家簿記』(昭和14年度）より作成

注　1）　No⑮農家各年次『農家簿記』より作成
　　2）　1937年に発動機導入

こうした農事実行組合による生産事業の進展の中で，農家間の労働力結合が強化されていく。例えば，脱穀過程において「馬まわし」の段階では4名の組作業であったものが，動力化にともない7名の組作業になり，農家間の手間替が発生していった[注(22)]。表10は，前表と同一農家の1939年の出入関係を示したものであるが，下層農家として労働力の一方的提供農家であった存在が，防除（ボルドー剤散布），脱穀調整過程の動力化によって手間替を発生させている。さらに1940年前後から温床苗栽培法が導入されるが，労働力調整と増収技術という二側面をもち，かつまた年間労働力編成を大幅に変更させるこの栽培技術の導入の結果，1942年以降農事実行組合による共同田植が開始され，さらに農家間の労働力結合は強化されていく。

このように農事実行組合による農事試験場開発の新技術導入は，耕種技術という一般的技術普及をその内容としたため，全組合員に普及され，またそうした技術の高度化が農家結合を強化したのである。

こうした農事実行組合事業をうけて農家経営がいかに展開したかを考察していこう。表11は農事実行組合の平均的一農家の米生産の推移を示したものであるが，収量水準の傾向を示す「契約小作料当収量」[注(23)]は連続凶作後

(22)　No.15農家からの聴きとりによる。

(23)　No.15農家は1933年，40年にそれぞれ小作農場内で小作株購入による耕地規模拡大をしているが，1933年拡大の土地は反当小作料3斗3升（当初の土地は6斗5升）の劣等地であるため，総体での反収動向では把握が不可能なので，小作料水準を土地豊度と相関すると仮定をして契約小作料当収量で傾向をみていく。

表－11　No⑮農家の米生産と分配

	水田面積	総生産量	反　収	契約小作料	小　作　料			販　売　米	
	(契約小作料)	(俵)	(俵)	当収量(俵)	小作米	実納率	小作料率	販売量	販売金額
1926年	2.45(38)	94.0	3.8	2.5					
27	↓	109.3	4.5	2.9					
28		135.5	5.5	3.5					
29		117.0	4.7	3.1					
30		124.8	5.1	3.3					
					俵	%	%	俵	円
31		78.0	2.6	2.1	15.3	40.0	19.6	44.0	308.8
32	↓	60.0	2.4	1.6	6.5	17.1	10.8	28.0	206.0
33	3.66(47)	115.5	3.2	2.5	37.0	78.7	32.0	46.0	333.7
34	↓	150.0	4.1	3.2	40.5	86.2	27.0	60.0	575.4
35		121.0	3.3	2.6	32.0	68.1	26.4	41.0	435.0
36		(150.0)	(4.1)	(3.2)	?	?	?	98.0	1,004.0
37		(150.0)	(4.1)	(3.2)	47.0	100.0	(31.3)	51.0※	571.0
38		179.5	4.9	3.8	46.2	88.3	25.7	122.0	1,445.3
39	↓	170.5	4.7	3.6	45.0	95.7	26.3	105.0	1,504.2
40	4.28(52)	138.8	3.2	2.7	19.0	35.5	13.6	95.0	1,463.8
41	↓	140.8	3.3	2.7	30.0	57.7	21.5	96.0	1,534.1
42		201.0	4.7	3.9					
43		218.9	5.1	4.2					
44		218.2	5.1	4.2					
45	↓	143.4	3.4	2.8					

注　1）　No.⑮農家「農作業日記」「農家簿記」より作成。

2）　1936，37年の総生産量は農家の推計。

3）　※は他の資料では83俵であり数値が著しく低い。

の1930年代後半には1920年代末期の最高水準を凌駕している（戦前のピークは温床苗栽培に移行中の1943年）。また，それに対応して販売数量も1935年以降急増し，米価の相対的高価格（1931年俵当7.0円→1940年15.4円。農家実績）とあいまって粗収入の増大をみせている。それに対し，小作料は連続凶作時の実納率の低下を経たのち，1930年代は契約小作料水準に接近するが，契約小作料は固定化され，小作料率は低下をみせる。

他方，支出は経営費の伸長を中心に増加を示すが，米販売額の増大はそれをうわまわり，その結果として一定の農家経済余剰が形成されるに到っている（表12）。

以上，一小作農場を事例として1930年代の農村再編の過程を浮きぼりにし

表－12　No⑮の支出構成と経済余剰の形成　(円)

	家計費	食費	被服費	経営費	肥料	合計	米販売類	差　額
1934	241	(68)	(55)	152	(72)	393	575	182(46%)
35	348	(60)	(140)	190	(106)	538	435	▲103(▲19)
36	270	(48)	(92)	204	(122)	474	1,003	529(112)
37	265	(43)	(74)	240	(109)	505	571	66(13)
38	518	(67)	(162)	(225) 559	(121)	743	1,445	702(94)
39	583	(69)	(189)	(304) 371	(143)	887	1,504	617(69)

注　1) Y家『家事設計』『農家設計』より作成。
2) 家計費1938自転車購入 (70円)、屋根修理 (82円) を除くと経営費は366円。
3) 経営費1937年に発動機(85円)購入。1938年の( )内は馬購入費を除いた額。1939年の( )内は耕馬借入料を除いた額。

てきたが，こうした展開は一事例にとどまらず，多かれ少なかれ北海道の水田地帯の小作制農場に共通するものと考えられる。以下若干の整理をしておこう。

連続凶作下に本格化する農事実行組合の生産事業によって推進された生産力展開は，「農村インフレ」とあいまって農家経営の長期的低迷（農業恐慌・連続凶作）を突破する上昇をみせたということができる。そしてこうした農家経営の回復・発展は，小作料固定化という1920年代から連続凶作期にかけて形成されてきた土地所有者と耕作農民の力関係の変化を前提として可能となったのである。そして，小作の発言権の強化は，小作農場の生産的機能の喪失とともに土地所有を「単なる地代取得者」の地位におしとどめ，戦時期の土地立法の強化とともに自作農創設の方向へと誘導するのである[注(24)]。

他方でその過程は，1920年代の小作経営展開と小作定着により準備され，土地所有との対抗関係のもとで強化されてきた小作結合を，農事実行組合の場でさらに強化する過程でもあった。農事実行組合事業による技術構造の高度化は，一方でその生産力的・経済的効果により農事実行組合への農家結集

(24) 近年の研究においても自作農創設は「後退期地主制の土地売逃げへの政策的誘導とその補償としての性格」（大沼盛男「自作農創設維持政策と耕作権確立との対抗」湯沢誠編『農業問題の市場論的研究』御茶の水書房，1979年 p 345）を強く有するとされている。こうした見解は湯沢誠『北海道農業論序説』農業総合研究所，1953年以降通説的見解となっているが，分析が1926～32年の初期資料に依拠しているため，本格的進展を示す1930年代の検討の余地が残されている。今後の課題としたい。

表－13　構成員の転入年次と土地保有（移動）

農家No		転入年次	転入時面積	拡　大	縮　少	農地改革後	転出年次	跡地処分
畑作期	①	1898年	4.8町	1.3町(16年)	1.3町(39年)	4.8町		
	②	1914	3.2			—	1942年	No㉔へ
	③	16	3.7			3.7		
	④	16	3.8			3.8		
	⑤	16	1.4	1.7(39年)		3.1		
	⑥	16	3.3			3.3		
造田後	⑦	18	2.5	1.4(39年)		3.9		
	⑧	20	2.5	2.0(38年)		4.5		
	⑨	20	3.3		1.0(43年)	3.3		
	⑩	21	5.0			—	1945	No㉗へ
	⑪	22	3.4			3.4		
	⑫	23	4.7			4.7		
	⑬	23	3.7	1.3(39年)		5.0		
	⑭	23	2.7			—	1940	No㉑へ
	⑮	24	2.4	1.3(33年) 0.6(40年)		4.3		
	⑯	24	3.6			—	1936	No㉓へ
	⑰	26	2.4			—	1932	No㉑→㉕
	⑱	28	2.4	0.8(34年)		3.2		
	⑲	28	2.1			—	1934	No⑮、⑯へ
恐慌期	⑳	30	2.0			—	1938	No⑧へ
	㉑	32	2.4	0.3(40年)		2.7		
	㉒	34	2.5			—	1939	No⑤へ
戦時期	㉓	41	3.6			—	1944	
	㉔	42	3.2			3.2		
	㉕	42	2.4			2.4		
	㉖	43	1.0			—	1949	No⑨へ
	㉗	45	5.0			5.0		

注　1)　『土地台帳』、『巴開拓八十周年記念誌』、聴き取り調査により作成。
　　2)　判明分のみ、特に1916年以前の畑作期は不明者が多い。

を一段と強化させた。他方では，農家間の労働力交換を増大させることで農家相互の結合をより強化する方向に働いた。このように農事実行組合は，農家経営の発展段階に対応する機能集団としての性格を有することにより，1920年代から1930年代前半に形成されてきた小作結合をその組成基盤として吸収し，単なる機能集団ではなく運動体として自らを「活性化」することに成功したのである。そして農事実行組合が経済更生運動の基礎単位に位置づけられたことで，それは新たな農村支配の単位を形成するに到るのである。

おわりにかえて—「農事実行組合型」農村再編とその担い手

最後に農事実行組合の役員層からその主導層の性格を明らかにし，農事実行組合運動として表われるその論理を人的側面から補足し，おわりにかえる。

まず，Ⅰで考察した小作農家の階層構成を巴第五農事実行組合の場で確認しておこう（表13）。その特徴は畑作期ないし水田化初期（1920年代前半期）

表—14 部落役員就任期間（1938—45年、8ヵ年）

農家No	農改時面積	1938年所得	組合長就任	その他役員就任	備　　考
1	4.8町	265円	5.0年	2.9年	
2	(3.2)	370	0.3	0.8	
3	3.7	125	2.0	1.8	
4	3.8	420	0.7	5.5	庶務部長
5	3.1	250		1.0	
6	3.3	255		1.2	
7	3.9	170		0.5	
8	4.5	285		3.8	警防部長
9	3.3	565		—	
10	5.0	325		4.0	技術（産業）部長
11	3.4	300		4.5	経済・産業部長
12	4.7	185		2.5	
13	(5.0)	300		2.5	
15	3.7	150		2.8	
18	3.2	265		6.0	経済部長
21	2.7	185		4.5	社会部長

注　1) 巴第5農事実行組合『庶務部日誌』他より作成。
　　2) No 9は自作農家。

までの転入定着層が耕地面積3～5町の上層を形成し，1920年代後半期以降の転入者は転出が多く，耕作面積2～3町の下層を構成するという「先着順序列」の形成にある。こうした農事実行組合構成員の階層構成のもとで，いかなる性格の農家が農事実行組合役員層に選出されているかを考察しよう。まず組合長選出農家は先着転入者No.①～No.④であり，「先着順序列」による上層農家に独占されている点が特徴的である。特に1898年転入で，地域の「草分け」であるNo.①は，1929～38年および1942年以降の長期にわたり，組合長職を独占している。他方，副組合長，部長職は表14に示すように，転入年次，階層性にかかわりなく，比較的均等的に配分されている。役職の内容を細かくみると，同一職に固定的に就任する例が多く，個人的資質に適応するような役職配分がなされている。第三に，小作農場を区域内に存する一戸の自作農家（No.⑨）が役員に一度も就任しておらず，農事実行組合が小作管理組織のもとで形成されてきた小作結合にもとづき形成されてきたことが確認できる。

このように，農事実行組合は，No.①農家に代表される早期転入＝上層を組合長とする指導体制のもとで，各部および係に「一人一役主義」にもとづいて全組合員を配置した。そしてそうした体制のもとで全組合員を生産力主義的に組織化し，「活性化」する構造を形成していった。そうした生産力主義による包摂は，農事実行組合の機能が耕種改良を中心とする一般的農事改良を目的とするものであり，その方向性は昭和恐慌・連続凶作のもとで疲弊した農家経営を建て直すことによって可能となった。それ故にこそ，それは農事実行組合運動として現象し，産業組合拡充運動へと連動していくものでありえたのである。こうした農民層の主体的契機と組織的基盤とを有したことで農事実行組合は一定の成果をあげえたし，そうした組織性をもちえたことで経済更生運動は一面でその政策効果をあげることに成功したのである[注(25)]。したがってその組織的基盤に着目すれば経済更生運動期の農村再編は，「農事実行組合型」農村再編と規定することが可能なのである。

---

(25) 戦時期および農地改革以降の動向については，とりあえず北海道農業会議『農業・農村におけるリーダーシップに関する実態調査報告書』1982年，p83～88参照のこと。

付　記

本論文を作成するにあたって，地元深川農業委員会および巴第五地区の皆様にたび重なる御面倒をおかけした。特に山崎政一氏，北本清氏には貴重な資料の提供をいただいた。心から感謝の意を表したい。